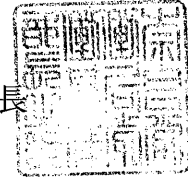




奈労基発 0929 第 1 号の 3
平成 28 年 9 月 29 日

一般社団法人奈良県産業廃棄物協会会長殿

厚生労働省奈良労働局労働基準部長



廃棄物処理業における安全管理の徹底について（要請）

労働安全の推進につきまして、日頃から御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、今年 8 月から 9 月にかけて、県内の廃棄物処理事業者の複数の工場で、3 人の労働者が業務中に死亡する事案が発生しました。

発生原因の詳細は現在調査中ではありますが、3 人の死亡者のうち 2 人はコンベアを起因物とし、1 人は車両系荷役運搬機械を起因物として亡くなっています。

また、廃棄物処理業の休業 4 日以上労働災害は、今年 1 月から 8 月末までで既に 31 人にも上り、前年同時期と比較して 63% 増加しています。これは、昨年 1 年間に発生した廃棄物処理業の労働災害 33 人に迫る人数です。

申し上げるまでもなく、労働災害、特に死亡や障害が残る災害は本来、あってはならないものです。

にもかかわらず、廃棄物処理業の労働災害が今年に入って急増し、3 人の労働者が短期間に死亡するという憂慮すべき事態となっています。

かかる事態を踏まえ、当局からは、別添のとおり、県内の廃棄物処理事業者に対し、労働災害防止のための安全管理の徹底について要請を行いました。

つきましては、貴団体におかれましても、傘下会員事業場に対して、労働者の安全管理の徹底について御指導頂く等、同種労働災害の防止について、特段の御協力をお願いします。